

一次対策について

(1) 一次対策の方針

現段階で確定できる原因廃棄物等の掘削除去および既存水処理施設による浸透水揚水処理を早期解決の観点から平成 24 年度に先行実施する。

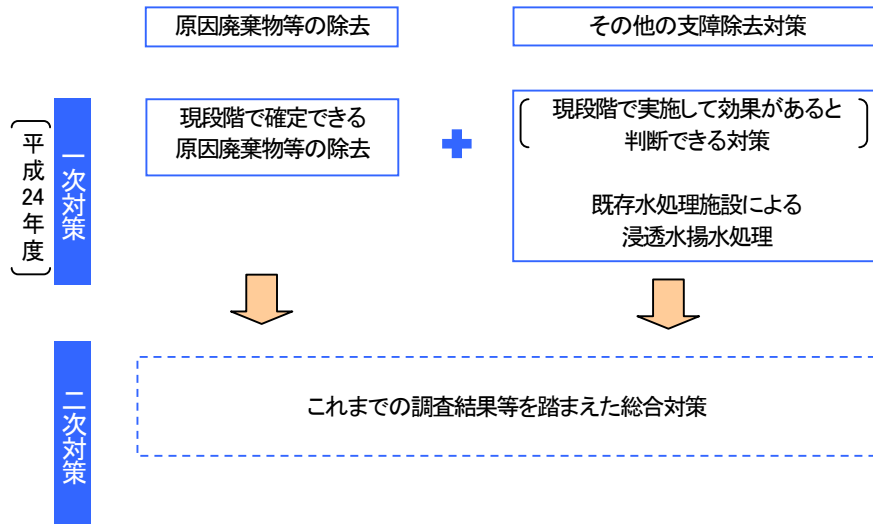


図 1 対策の流れ

(2) 一次対策の概要

1) 原因廃棄物等掘削除去

一次対策における掘削除去対象の原因廃棄物等は、これまでの調査結果から図-2 のとおり、特管相当物、ドラム缶等、液状廃棄物浸潤土砂等とする。

掘削は、浸透水が存在しない範囲の深さとし、バックホウによるオープン掘削とする。雨水等による浸透水は、速やかに揚水ポンプで汲み上げ、適正に処理する。

掘削した原因廃棄物等は、一次対策で適正に処理することとし、原因廃棄物等以外の掘削物は仮置き、二次対策で適正に処理する。

掘削時は、周辺環境保全および作業環境改善のための対策として、仮囲い、ガス対策設備、臭気対策設備等の設置および保護具等による安全管理を行う。

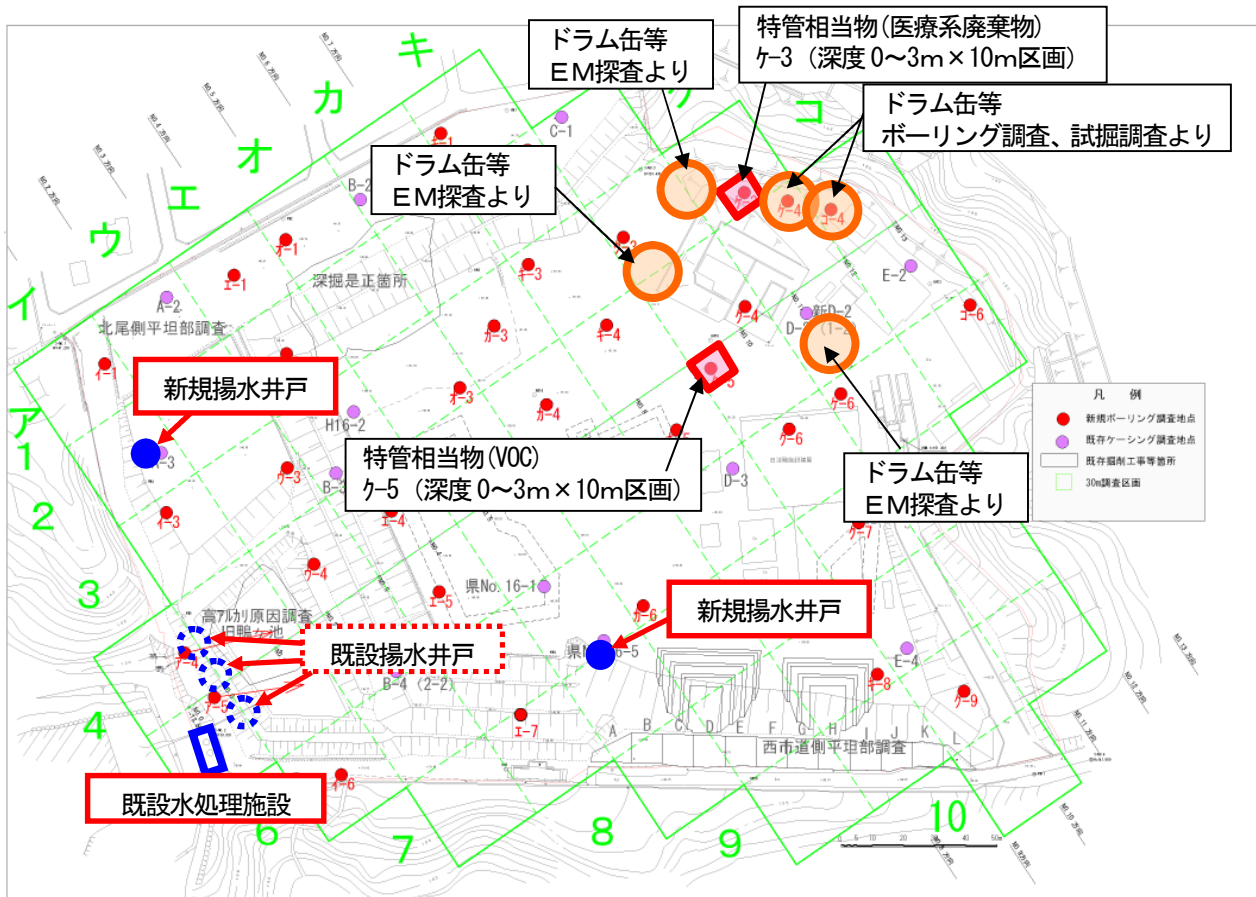


図-2 一次対策における原因廃棄物等掘削除去対象箇所および新規揚水井戸設置箇所

2) 汚染水の揚水処理

一次対策では、既設の3本の揚水井戸に加えて、浸透水流の下流に位置しかつ旧地形の谷部で十分な量の汚染水の集水が期待できる2箇所に井戸を設置し、既存水処理施設を活用してより多くの浸透水を浄化させる。

なお、既設水処理施設の追加処理にあたっては、原水および処理水の水質状況を適宜モニタリングし、適切に浄化処理が行われることを確認しながら対策を進める。

【既存水処理施設の概要】

① 処理能力

105m³/日

② 処理フロー

凝集沈殿処理 + 砂ろ過処理 + 活性炭吸着処理